



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



北海道町村議会議員研修会（札幌コンベンションセンター）

2013. 8
No. 121

第2回定例会報告	P 2
3会派の議員による一般質問	P 3～11
議会日誌	P 11

定例会報告

平成二十五年度各会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月十日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。六月十七日に再開し、三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月二十日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十五年度一般会計補正予算

岩内協会病院救急医療等事業補助金三千五百万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定

省令の一部改正に伴い、関係部分改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

岩内町費特別職員の給与の支給額について、改正しました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について

岩内町教育長の給与の支給額について、改正しました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

岩内町費職員の給与の支給額について、改正しました。

《その他》

○工事請負契約の締結

防災行政無線更新整備工事（約五億四千三百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設建築主体（二工区）工事（約五億四千六百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設建築主体（二工区）工事（約四億六千七百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設電気主体（強電）工事（約一億二千八百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設電気主体（弱電）工事（約七千九百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設機械主体（空調）工事（約一億七千万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町役場庁舎等建設機械主体（衛生）工事（約四千七百万円）に係る工事請負契約することを決めました。

○北海道町村協議会議員公務災害補償等組合規約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○訴えの提起

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、町営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払請求に関する訴えを提起することを決めました。

審議した意見書

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

○精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書

○TTPP交渉参加に断固反対する意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

一 般 質 問

6月17日、18日、3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

齊藤雅子議員（公明党）

廃校となる中央小学校の活用方法について

■質問■

一、町として中央小学校廃校後の有効活用に向け、どの様に考えているか。

二、広報等で活用方法を広く意見募集をしているが、現在までの件数、その主な内容は。

三、グラウンドの活用方法を、どの様に検討しているか。

四、廃校後から活用するまで、どのようなスケジュールとなっているか。

■町長■

一、町民からの意見・要望を広く募集し、各部署からの要望を合わせて、職員による「岩内中央小学校活用検討会」の

中で十分に検討し、決定します。

二、現在、意見は一件で、「まちからの人口流出を食い止めるような使い方をしたい」というものです。なお、町民懇談会の開催も予定しています。

三、グラウンド南側の薄田通り道路改良工事により、面積が一、六〇〇㎡程度減少することも踏まえながら活用方法を検討します。

四、本年八月末頃までには、検討会の中間報告を受けて、総務委員会へ報告し、十一月末頃までには、最終の報告をしたかと考えています。

また、広報誌でお知らせするほか、改修費等の

予算編成も進めていきます。

現時点では、具体的な活用の決定には至っていませんが、スムーズな活用となるよう、順次、事務手続き等を進めていきます。

■再質問■

グラウンドは、病院からも近い場所にあるが、ドクターヘリのヘリポートとしての活用はどうか。

■町長■

ドクターヘリのヘリポートとしての使用には、常時、着陸点マークの表示が必要のため、他の活用への支障も懸念されますが、活用について検討します。

防災・減災への取り組みとしてのインフラの老朽化対策について

■質問■

一、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設の数量について。

二、老朽化が懸念される橋梁の経年数について。

三、国、道が管理する同種の社会資本の現状について、町ではどのように把握しているのか。

四、経年劣化を把握するための点検方法について。

五、経年劣化が判明した場合の整備、修繕の対

応策について。

六、町のインフラ対策における予算の見積もりは、どのようになっているか。

■町長■

一、平成二十四年度末で、道路は、町道の全路線数二百八十七路線、実延長百十km。橋梁は、全橋梁数三十五橋、コンクリート橋三十一橋、鋼橋三橋、木橋一橋。河川は、普通河川数二十九河川、流路延長八十六km、次に、港湾の各施設は、防波堤十施設、延長四・二km、岸壁七施設、延長一・



二km、護岸九施設、延長一・五km、物揚場十二施設、延長二・四km、船揚場二施設、延長〇・四km、臨港道路二十三路線、実延長は九・四km、荷捌地八施設、面積八万八千㎡となっております。

二、全橋梁数三十五橋の内訳は、経年数六十二年が一橋、経年数五十五年が一橋、経年数四十九年が一橋、経年数三十九年が一橋、経年数二十九年が一橋、経年数十六年が一橋、四年一橋です。

三、国は、国道二路線の管理延長十六・七km、橋梁は、五橋でコンクリート橋三橋、鋼橋一橋、コンクリート橋と鋼橋の複合橋一橋であり、橋梁の経年数は、経年数五十四年が一橋、経年数四十六年が一橋、経年数三十七年が一橋、経年数三十年が一橋です。トンネルは六箇所、管理延長八・四km、経年数三十年が一箇所、経年数

十四年が一箇所、経年数十一年が一箇所、経年数六年が一箇所です。

北海道は、道道四路線の管理延長が九・四km、橋梁は、管理数四橋ともコンクリート橋であり、橋梁の経年数は、経年数五十年が一橋、経年数三十四年が一橋、経年数三十二年が一橋、経年数三十一年が一橋です。

四、五、六、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設は、日常的に行うパトロールで経年劣化状況を把握し、適正な管理に努めています。こうした中、橋梁の長寿命化計画を平成二十四年度に策定し、三十五橋のうち七橋について計画期間・十年、事業費・約一億二千万円で修繕工事を実施する計画にしています。

また、港湾施設も、平成二十四年度から直轄事業で老朽化対策事業を中央ふ頭で実施して

いますが、事業費は約二億五千万円で、町の負担額は約八千三百万円を見込んでいます。岸壁や物揚場についても今後改修予定としており、修繕工法等が決定した段階で事業額が確定します。

さらに、平成二十六年から町道の総点検を実施し、橋梁、道路付属物、擁壁、舗装の路面陥没などの点検を行う計画としており、その後対策方法や予算の見積もりを行うよう考えています。



パスポート（旅券）の

申請・交付窓口の

地元設置について

■質問■

岩内町でもパスポートの申請窓口を開設し、町民の利便性・負担軽減を、図るべきと考えるが、町長の所見を伺います。

■町長■

町で旅券事務を実施するには、専用機器の設置やプライバシーの保護に配慮した受付スペースの確保、さらには事務の厳格性が求められることから職員体制を整備することなどの課題があります。

こうした中、戸籍の記載事項を簡明瞭に提供できるように利便性を図るとともに、災害等による戸籍の滅失を防止するため、本年度から戸籍の電算化事業に着手する予定となっており、この事業を優先して実施します。従って、新庁舎への移

転に伴い受付スペースを確保できる見込みとなっておりますことや、先行して実施する戸籍の電算化は平成二十六年中にシSTEMの稼働を予定していることから、庁舎移転後の平成二十七年以降で

きるだけ早い時期に旅券事務の窓口を開設できるように準備を進めます。

■再質問■

パスポート窓口の権限移譲に伴う交付金があり、支援措置が平成二十七年三月までと聞いているが、二十七年の新庁舎の開設では交付金を受けることができずではないか。

■町長■

権限移譲に関する財源の時間的制約等はあるものの、財源的な問題ではなく、開設への課題はプライバシーの保護及び事務の厳格性による職員体制の整備、そして何より戸籍の電算化を優先させることが重要であることから、平成二十七年以降早い時期に取り組みます。



大田 勤 議員（日本共産党議員団）

岩内町公営住宅等長寿命化計画、用途廃止団地における住替え及び建替え事業の実施方針について



■質問■

一、岩内町の町営住宅条例第二条は何と明記しているのか。

十年待つても入居できないことになるのではないのか。この対策は考えているか。

十、住み慣れた地域で高齢者が安全に安心して日常生活を送るため、いつまでも暮らせる住まい・環境づくりとして建て替えを検討するべきではないか。

二、長寿命化計画で定めた用途廃止予定団地の入居者は、住宅の有無については住宅困窮者として該当しないが、住環境の観点からは住宅困窮者としての要件は満たしているかと判断できることから、本計画は町営住宅条例の趣旨に反するものではないと考えています。

五、計画全体の進捗状況や特定入居の申請状況などを把握しながら、限られた空き住戸の効率的な活用を進めます。

九、将来の管理戸数は、既存の町営住宅で住宅需要に対する対応が可能であると判断していることから、用途廃止予定団地については住替事業を基本方針として推進します。

二、公募住宅を大幅に抑制する計画は住宅条例第二条の趣旨に反するのではないか。

七、住宅に困窮する低額所得者に対し、住宅を供給するため町営住宅等を設置するという自治体の責任を果たす政策を実施するべきではないのか。

十一、建替え団地の整備エリアの考え方はどのように検討するのか。

三、計画期間内の年間何戸を予定しているのか。

六、十三、入居希望者への対策は、町の事業全体を総合的に判断し、限られた財源で効率的な住宅施策の推進に関する方策の検討を進めます。

十、住替え対象者が住み慣れた地域以外の町営住宅に住替えを行った場合でも、安心・安全に生活することができると環境を提供していくことに努めます。

三、計画期間の公募は年間何戸を予定しているのか。

八、公営住宅法第一条の目的に沿った実施が求められていると思うがいかがか。

十二、「借上げ公営住宅」制度の活用を考慮するべきではないか。

三、計画期間内の年間公募戸数は、住替想定戸数と退去戸数実績などから年間四戸程度と想定しています。

七、八、老朽化が著しい町営住宅の既存入居者を住環境の観点から住宅困窮者として位置づけ、限られた空き住戸の活用について検討を行ない決定した計画であることか

十一、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

四、公募もしくは特定入居者は何を指すものか。

九、岩内町公営住宅等長寿命化計画を見た場合、公営住宅の用途廃止団地七百戸は計画的な建替えの対象になるのではないか。

十三、民間賃貸住宅への家賃補助制度を創設し住宅困窮者への支援策を考へてはどうか。

四、町営住宅の募集は広く一般から募集する公募方法を採用していま

十、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

十一、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

五、特定入居者を指すことにより公募数を増加させるのか。

六、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

十一、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

十二、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

十三、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

十四、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま

六、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

七、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

八、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

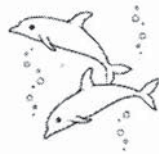
九、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

十、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

十一、単身世帯、低所得者世帯の入居希望者は

すが、最終的な建替団地のエリア等の決定は所管委員会等と協議・検討を行い決定します。

十二、借上公営住宅制度は、管理の手法や借上げ期間完了後の移転先の確保など多くの課題があることから、実施状況の検証を行い住宅施策全般の将来展望や町財政の動向を見据えながら、協議・検討を進めます。



生活保護基準引き下げとその影響について

■質問■
一、今回の生活扶助基準の見直しの内容について町長はどのように認識しているのか。

二、今回の削減は、これまでの貧困連鎖を打ち切るための各種取り組みを台無しにするものではないか。

三、就学援助制度の現状を維持していくためには国の財政扶助こそ必要

なものではないか。これらの影響についてどう認識しているのか。

四、町民に負担を強い生活保護基準の引き下げはやめるよう国に対して強く要請していくべきではないか。

■町長■

一、この度の改正は、支援が必要な人に対し確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的

な考えが変わることではなく、引き続き「最後のセーフティネット」としての機能を果たすための総合的な見直し措置であるものと認識しています。

二、今回の生活扶助基準額の見直しでは、既存事業の充実強化、専門学校等への就学支援等の他、支給額算出方法の改正による就労意欲の向上も期待され、今後も多角的な支援体制が確立され、それぞれが関連性を保つことで、貧困連鎖の防止の一助となっていくものと考えています。

四、生活保護制度の見直しのうち、生活保護基準額については、既に一定の方向性は示されているものと理解しており、町としては、今後も相談にいられた方々の視線に立った対応と道福祉事務所への迅速な進達に努め、窓口対応においても十分配慮したいと考えています。

■教育長■

三、国は、平成二十五年度の対応として、要保護者と特別支援教育奨励者は、補助制度の中で影響が無いよう対応するが準要保護者は市町村に見直しの影響が及ばないよう依頼がありますが、見直しの影響がないようにするには、町の財政負担が生じます。

平成二十五年度は、対象者には影響が生じないよう対応するが、次年度以降は国の財政措置によつては検討が必要となります。

北海道教育委員会でも、就学援助事業に係る地方財政措置の拡充が図られるよう、国に対して強く要望するので、町も関係機関を通じ働きかけます。

いづれにせよ、就学援助が真に必要な保護者に対し、必要な援助となり、経済的に困窮している家庭の子どもが安心して就学できるよう引き続き努めます。

大係制度の見直しについて

■質問■

一、職員アンケートで、「業務上の責任があいまいになった」が二番目に高いが、大係制度を継続していくと判断した後の問題点克服はどのように行われたのか。

二、五月号「広報いわない」の誤記載の最終チェックは契約上どちらがするのか。

三、校正し修正した上、最終的に、校正後の指示はどが出すのか。それとも印刷業者の責か。

四、広報編集機器借上げ料として五十三万五千円を予算計上しているが、この機器で広報編集を印刷前まで編集するのか。編集責任者は置いているか。

五、業者が印刷後広報の内容の確認者はいるの

か。

六、文書広報費・印刷製本費として五百二十五万五千円計上しているが誤印刷配布による補正はいくらを推計しているか。

七、今回の誤記載が発生した原因と改善方法を、どのように総括したのか。

八、こうした点での大係制度は見直しが必要ではないのか。

九、職員給与を引き下げ、やる気を損ない、「職員の仕事に対する意欲を高めることが重要」とか「財政事情から職員の補充などが困難になる」と「職員不足を資質向上と意識改革など」精神面だけを捉え改善へと進めようとしているがこうした大係制で職員が

希望を持って住民対応が出来るのか。

十、今後、五年間の職員の退職数と職員募集などの定員管理計画はどのように考えているか。

十一、中途退職者及び早期退職者に対する職員補充など計画的な採用などはどのように考えているか。

十二、問題が多い大係制度の見直し、再編なども含め指揮命令系統がはつきりする係制に戻し改善を行う必要があると思いが所見を。

■町長■

一、八、大係制を継続するに至った後、係長及び係員の意見を聴きながら、部長と課長が協議し、所管業務を主担当及び副担当に割り当て、事務分担報告書として提出することとしています。

主担当及び副担当の決定により、個々具体の事務を処理する職員を明確にしており、合わせて、

毎年度、各担当に配置した職員の状況によって、事務担当を決定するなど、業務量の不均衡の改善を図っています。

二、五、印刷業者との契約により、最終的な納入検査は町担当職員です。

三、印刷製本の工程で町担当職員による最終校正を行い、担当課長が校了の指示を出しています。

四、町担当職員が印刷前までの全ての編集作業を行っています。また、編集・発行に関する責任者は総務部長です。

六、再配布に要した広報配布手数料三万三千七百六十八円は予備費等で対応します。なお、再印刷費用は、契約に基づき、印刷業者が負担しました。

七、この度の経過は、四月二十六日に広報五月号を配布人の方にお届け

した後、紙面中三ページが本年一月号の内容で印刷されていることが判明したため、直ちに回収作業を行いました。一部地区で各戸への配布を終えていたため、防災行政無線でお詫びの放送を流し、四月三十日にあらためて配布人に再配布したところでした。

原因は製版時のミスによるものでしたが、町のデータ引渡し後のチェック体制の甘さが、配布人の方々に、誤記載の広報紙を受け取られた町民の皆様にも、大変な混乱とご迷惑をお掛けしたことを、深く反省しています。

その後の改善策として、編集、製版、印刷時における確認作業の徹底、印刷後の最終校正、製本後の検査など、チェック体制を強化し、再発防止に努めています。

九、大係制の導入目的

は、住民に対する機動性、底辺からの十分な討議・立案、より横断的な業務処理としており、この目

的達成のためには、職員の資質の向上と意識改革、職員の仕事に対する意欲を高めることが重要であると考えています。

「大係制の検証に関する報告書」で、大係制の具体的な九つの課題に対する改善方策についても取りまとめられており、これらが理解・実施されることにより、大係制の有用性が発揮され、職員の住民対応の充実が図られるものと考えています。

十、今後五年間の定年退職者は三十一名となっていますが、年金支給開始年齢が引き上げられるため、退職した職員を再度勤務させることができる、新たな再任用制度の制度設計や取扱い方針について検討を行っています。

再任用を希望する職員の人数により、新規に採用する職員数を考慮する必要があります。具体的な定員管理計画を策定する状況には至っていません。

十一、退職者の補充は、翌年度の新規職員採用とし、臨時職員の採用又は退職した職員の職責によっては業務の兼務により対応しています。

十二、事務分担報告書の作成や、主担当及び副担当の決定により、個々具体の事務を処理する職員を明確にするなどの改善により、一定の指揮命令系統は統一されている

と考えています。

したがって、更なる課題や問題点がある場合には、その課題などを随時検証し、改善策を講じながら、大係制を継続したいと考えていますが、大係制の導入目的の一つである住民に対する機動性を図り、より一層、住民サービスの向上に繋がるよう、その時々に応じて柔軟に対応できる組織づくりを進めます。



国による公務員給与

削減要請について

■質問■

一、地方自治体の長として地方交付税法第一条自治体の「行政の計画的な運営を保障する」財源保障機能から見て町長はこの要請をどのように受け止めているのか。

二、地方六団体の抗議は自治体の長として当然の事と思うが、こうした立場と公務員給与削減を町職員に要請する整合性は。

三、岩内町の直近のラスパイルズ指数は。

四、国がいう国家公務員を一〇〇として七・八％削減分を反映させたらスパイルズ指数は。

五、ラスパイルズ指数の引き下げで、交付税の減額分、給与の引き下げ額はいくらになると推計しているのか。

六、給与の引き下げによる地域経済へのマイナス効果や影響はどのようになるかと考えているのか。

七、給与の引き下げによる公務員給与に準ずる職種・準拠となっている労働者の賃金に直接影響や、民間労働者への賃金影響は町としてどのように推計しているのか。

八、税収ではどの程度の減収になると推計しているのか。

九、地方公務員の賃下げを撤回し民間と公務の賃下げの連鎖による所得の減少を断つことが求められていると思うがいかがか。

十、町長は、職員給与削減と関係労働者の賃金の引き下げを誘発させ地域経済に甚大な悪影響や

町の税収減に繋がる判断を下したことになるが所見を。

十一、地方公務員賃金は条例により、決定するという地方自治の原則を町長は擁護するべきと思うがいかがか。

十二、国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制することを前提としている地方交付税減額は撤回させること。

また、国家公務員給与の削減期間延長も一部で出されているが、国に対して減額撤回と、期限の延長などを中止するよう強く働きかけられるべきと思うが、いかがか。

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡を図り、かつ、必要な財源を保障すること

で、地方自治の本旨の実現に資すとともに、地方公共団体の独立性を強化する制度であると認識しています。

この度の国からの要請は、東日本大震災を契機とした防災・減災事業への積極的な取組みや地域経済の活性化が喫緊の課題であり、迅速に、かつ的確に対応していくことに、一定の理解をしています。

二、地方六団体の要請には、地方自治体の長として共通の認識をしています。

今回の給与減額は、東日本大震災の復興を支援するための期間を限定した要請であることや他町村における給与減額の方針など、総合的に勘案した結果、国の要請に沿いながらも、町職員給与の実情を考慮した給与減額支給措置を行うこととし、その旨、職員組合に提案したものです。

三、平成二十四年度の指数は、一〇三・二です。

四、国家公務員の時限的な給与改定が無かった場合の指数指数は、九十五・四です。

五、本年度の当初予算編成時における総務大臣通知に基づく試算値では、約四千四百万円が減額になると試算しています。

また、ラスパイルズ指数を九十五・四とした場合の給与の影響額は、約三千八百万円と推計しています。

六、七、八、影響を受けることとなる労働者の職種や人数などの範囲が不明であり推計できませんが、職員の給与は、公共的団体等の給与の参考ともなっているものと認識をしており、少なからず、町の経済への影響も懸念されるところです。

九、総合的に判断し、職員組合に対し提案したもののですが、今後、今回のような要請がなされることのないよう、国の動向について、注視します。

十、国の要請の総務省通知において、「国の給与減額支給措置によりラスパイルズ指数が相対的に上昇した分を国家公務員の給与減額支給措置がなかつた場合の値又は一〇〇まで下げていただくこと」と要請されたが、国の要請に沿いながらも、町職員給与の実情を考慮した給与減額支給措置を行うこととし、その旨、職員組合に提案しました。

十一、給与に関する条例改正の提案権は、地方公共団体の権限であることから、総合的に判断し、必要と認める場合には、自治体として判断し、条例の制定・改正を議会に提案するものであると考えています。

十二、地方の自主・自立を守るべき立場として、国の対応や状況によつては、関係団体と連携しながら、必要な要請等を行います。

佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

職員給与の減額について

■質 問■

一、これまで国と地方自治体間で協議の上進めてきた、地方分権の理念を無視し、平成十一年以前の中央集権の政治体制に逆戻りするものではないかと考えるが、町長の見解は。

二、本町職員給与は、人事院勧告に準じた給与体系遵守してきたものと理解しているが、町長の見解は。

また、平成二十四年度の本町のラスパイレシ指数は。

給与条例の一部改正案を今定例会に追加提案する考えか。

三、政府は給与削減分に相当する地方交付税削減を決定しているようですが、本町の削減額はいくらか。

四、職員の給与引き下げは、町の経済や職員の仕事に対する意欲の面などを考えるときにマイナス面が大きいと思うが、町長の見解は。

■町 長■

一、東日本大震災の復興支援や期間を限定した国からの要請、他町村における給与減額の方針など総合的に勘案した結果及び地方公務員の給与制度の情勢適応・職務給・均衡・条例主義の四つの原則に基づき、また、給与に関する条例改正の提案権は、地方公共団体の権限であり、町として総合的に判断すべき事項であると考えています。

二、人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系を基本としながら、町の実情に沿った給与制度と

して条例等に規定し、運用しています。

ラスパイレシ指数は一〇三・二です。なお、国家公務員の時限的な給与改定が無かつた場合は、九十五・四です。

先般、職員組合との協議が整ったことから、本定例会に追加議案として提案したいと考えています。

三、本年度の当初予算編成時の総務大臣通知に基づき試算値では、約四千四百万円の減額になると試算しています。

また、本年度は、地域の元気づくり推進費が、普通交付税の基準財政需要額の算定費目に加えられ、約三千二百万円算入される見込みです。

四、職員の給与は、公共的団体等の給与の参考

ともなっており、少なからず、町の経済への影響も懸念していますが、未曾有の東日本大震災からの復興支援に係る措置であり、被災地の日でも早い復興を願うものであり、町民の皆様方のご理解をお願いするものです。

また、給料の減額は、職員の一定の理解が得られたものと考えています。今後とも、職員がやる気をもって業務が行えるよう配慮します。

再質問 ■

町長は、他町村を参考にし、給与削減を行わない市町村もあると報道されている。これまでの労使の慣行と人事院勧告をないがしろにする国に対し、毅然とした姿勢で職員の給与を守るべきと考

えるがいかがか。

■町 長■

これまでも、国家公務員の給与体系を基本として労使協議により、職員の一定の理解を得ながら、給与等の決定を行ってきました。

今後とも、労使協議を前提とし、町としての方針を決定したいと考えています。

男女平等参画計画策定の

進捗状況について

■質 問■

一、現在、男女平等参画基本計画の策定に向けて進捗状況はどのような段階にあるのか。

二、いつをめどに基本計画を策定するのか。

■町 長■

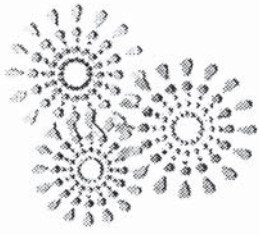
一、二、本年五月に北海道が取りまとめた「男女平等参画に関する市町村アンケート結果」では、計画を策定しているが三十九市町村、策定予定が三市町村、検討中が十六市町村、予定なしが百二



十一市町村で、予定なしの理由としては、「条例・計画がなくても推進している」が最も多い状況です。

町では、家庭・社会環境の整備や率直な意見を述べる場が必要であるとの考え方に立った種々の施策・事業の推進が重要と考えており、これまで、審議会など附属機関の委員の選任の際の女性の参画機会の確保や、女性が社会参加しやすい環境整備のため、学童保育の実施などの施策を取り進めています。

今後とも、これらを推進しながら、計画を策定した場合、より実効性のある計画となるよう、道内における計画内容の調査・研究を行いながら、計画策定の時期も含め、引き続き検討します。



岩内町が所有、管理している美術品について

■質問■

一、現在岩内町が所有している美術品の種類は何種類か。

二、おのこの点数は何点か。

三、管理状態はどのようになっているのか。

■町長■

一、二、おおまかな美術品の区分ごとの数量は、絵画が二百四十二点、書画が十一点、陶器が一点、刺繍が二点、押し花が一点、銅版レリーフが一点の六種類で、合計二百五十七点です。

三、木田金次郎美術館

では、温度・湿度の管理された適切な状況で、展示・保管しています。美術館以外の施設では、展示しているものは職員の目視による管理、展示していないものは、き損し

泊原発の再稼働について

■質問■

一、泊発電所の安全対策の設置等が完成していない中、さらに、福島第一原発事故原因の究明もされていない。このようなことを踏まえ、泊原発の再稼働についてどう考えているのか。

二、再稼働に対しての地元自治体の同意は必要と考えているのか。

三、再稼働は安全協定二条の事前協議に該当するのか。

■町長■

一、泊発電所は、全機が定期検査で停止していますが、泊を含む原子力発電所の再稼働については、新たな規制基準に基づく審査を経て、安全性が確保された後に、再稼働の手続きが進められるものと認識しています。泊が、町としましては、泊発電所の再稼働については、何よりも安全・安心

の確保が最優先と考えており、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、国において適切に判断されるべきものと考えています。

二、原子力発電所の再稼働に係る地元自治体の同意について、同意を必要とする根拠は法令に規定がなく、また、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」いわゆる安全協定にも定めはありません。

このため、これまでも、定期検査後の再稼働については、国による総合負荷性能検査の終了をもって、事業者が再稼働してきたところであり、

一方、福島での事故以後、具体的にどういうプロセスで再稼働が進められるのか、現時点では明らかになっておりませんので、引き続き国の動向を注視します。

三、安全協定第二条は、計画等に対する事前了解事項を規定しており、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新増設、変更、廃止しようとする場合は、事前了解が必要と定めています。

また、安全協定の運用に関する細則において、事前了解の対象となる場合として、いわゆる原子炉設置変更許可を受ける場合、取放水の位置、方式、量などを変更する場合と規定しており、再稼働については、現在の安全協定第二条の事前了解事項の対象になっていません。

■再質問■

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。

原子炉格納容器フィルタ付ベントの設置は、安全協定第二条に該当するのではないか。



■町長■

現在の安全協定の内容では、再稼働が事前了解事項の対象にはなっていませんが、新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、ご質問の設備を含む、再稼働のための個々具体の安全対策等が、事前了解事項に該当するののか、疑義が生じた場合は、協定当事者間で協議することになっていきます。

■再々質問■

安全協定二条の事前協議の対象になっていないのであれば、安全協定を改正すればいいのではないか。

■町長■

新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、再稼働のための個々具体の安全対策等が、事前了解事項に該当するかどうか、疑義が生じた場合には、協定当事者間で協議することになっていきます。

議 会 日 誌

- 4月2日 各保育所入所式
- 4日 役場庁舎問題特別委員会
- 5日 各小学校入学式
- 5日 建設産業委員会
- 8日 各中学校入学式
- 8日 岩内高等学校入学式

- 5月13日 社会文教委員会
- 14日 建設産業委員委員会
- 15日 総務委員会
- 16日 各派代表者会議
- 17日 議会運営委員会
- 20日 第1回臨時会
- 21日 議会活性化委員会
- 27日 原子力発電所問題特別委員会

- 6月3日 社会文教委員会
- 4日 建設産業委員会
- 6日 総務委員会
- 7日 議会運営委員会
- 10日 第1回定例会招集
- 17日 第1回定例会再開 20日まで
- 27日 北海道町村議会議員研修会

- 7月1日 建設産業委員会
- 4日 議会活性化委員会
- 12日 後志議会議員パークゴルフ大会
- 13日 新庁舎地鎮祭
- 17日 社会を明るくする運動街頭パレード
- 25日 北海道自動車横断道黒松内・小樽間建設促進シンポジウム
- 26日 原子力発電所問題特別委員会



7月13日 新庁舎地鎮祭



7月1日 建設産業委員会現場視察



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより百二十一号」をお届けいたします。第二回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

連日テレビのニュースで熱中症で倒れ、救急車で運ばれていく様子を目にします。

皆さん、水分補給を十分にし暑い夏を乗り切りましょう。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。

(議会運営委員会)